

イーネットワーク電気供給約款（低圧） 新旧対照表

旧

新

電気供給約款  
(標準約款)

~~2022年05月~~01日

(~~2022年6月~~検針分より適用)

小売電気事業者：株式会社イーネットワーク

電気供給約款  
(標準約款)

2024年04月01日

(2024年5月検針分より適用)

小売電気事業者：株式会社イーネットワーク

イーネットワーク電気供給約款（低圧） 新旧対照表

旧	新
<p><b>I 総則</b></p> <p><b>2. 供給約款の変更</b></p> <p>当社は、この供給約款の内容を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめその効力発生時期を定め、<del>かつこの</del>供給約款を変更する旨、<del>変更後の供給約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。</del><u>効力発生時期が到来した後の電気の供給条件は、変更後の供給約款によります。</u></p> <p><b>3. 定義</b></p> <p>(10)再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p><b>I 総則</b></p> <p><b>2. 供給約款の変更</b></p> <p>(1) 当社は、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>、この供給約款の内容を変更することがあります。<u>この場合</u>、効力発生時期が到来した後の電気の供給条件は、変更後の供給約款によります。</p> <p>(2) <u>電力会社が定める託送供給等約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後（変更予定を含みます。）の託送供給等約款または法令をふまえ、民法第548条の4の規定に基づき、この供給約款を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来した後の電気の供給条件は、変更後の供給約款によります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、この供給約款を変更する場合、あらかじめその効力発生時期を定め、かつ効力発生時期までに相当な予告期間において、この供給約款を変更する旨、変更後の供給約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。</u></p> <p><b>3. 定義</b></p> <p>(10)再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>

イーネットワーク電気供給約款（低圧） 新旧対照表

旧	新
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4. 単位および端数処理</p> <p>(3) 契約電力の単位は、<u>1</u> キロワットとし、<u>1</u> その端数は、<u>1</u> 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>(追加)</p> <p>13. 電力需要</p> <p>(1) 低圧電力</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>(追加)</p>	<p>(14) <u>託送料金相当額</u></p> <p><u>お客さまへの電気の供給に必要となる一般送配電事業者が託送供給等約款で定める接続送電サービス料金（以下「託送料金」といいます。）に相当する金額をいいます。</u></p> <p>4. 単位および端数処理</p> <p>(3) 契約電力の単位は、<u>1</u> キロワットとし、<u>1</u> その端数は、<u>1</u> 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。<u>ただし、契約電力の値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 1 キロワットといたします。</u></p> <p>Ⅲ 契約種別および料</p> <p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p><u>ハ) 当社が料金メニューとして設定していること。</u></p> <p>13. 電力需要</p> <p>(1) 低圧電力</p> <p>ハ 契約電力</p> <p><u>イ) およびロ) の申し出または引き継ぎに係る契約電力の値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、1 キロワットといたします。</u></p>

イーネットワーク電気供給約款（低圧） 新旧対照表

旧	新
<p><b>IV 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>19. 電力需要</b></p> <p>(1)</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、<u>二</u>当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、<u>二</u>当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、<u>二</u>そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、<u>二</u>当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(6)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>IV 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>19. 電力需要</b></p> <p>(1)</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、<u>お支払いに必要な情報を</u>当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。<u>必要情報に変更があった場合も同様です。</u></p> <p>ハ) ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、<u>二</u>当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、<u>二</u>そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、<u>お支払いに必要な情報を</u>当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。<u>必要情報に変更があった場合も同様です。</u></p> <p><u>(6) 当社は、支払遅延その他必要があるときは、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</u></p>

イーネットワーク電気供給約款（低圧） 新旧対照表

旧	新
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>38. 当社からの解除等</p> <p>(3)</p> <p>ハ (追加)</p> <p>X 一般条項</p> <p>47. 不可抗力</p> <p>当社は、<del>合理的な制御が不可能な事情（火災、台風、</del></p> <p>地震、<del>洪水、津波その他の非常変災、</del></p> <p>戦争、<del>テロ、暴動、内乱、ストライキ、サーバーのダウン、</del>法令の制定改廃、<del>交通機関の停止、銀行システムの停止、電力会社の停止、疫病の流行を含まず。）</del>に起因する<del>履行遅滞または履行不能については、お客さまに対し、いかなる責任も負わないものとします。</del></p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>38. 当社からの解除等</p> <p>(3)</p> <p><u>ハ お客さまが、当社が指定する期限までに料金のお支払いに必要な情報を当社が指定した様式により当社に申し出ない場合</u></p> <p>X 一般条項</p> <p>47. 不可抗力</p> <p><u>以下の各号の事由（日本国外で発生したものを含み、以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p>地震、<u>落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合</u></p> <p>戦争（<u>宣戦布告の有無を問いません。</u>）、<u>テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</u></p>

~~【別紙(東京)】~~

関東エリア料金表  
(東京電力パワーグリッド株式会社供給区域)

別紙 料金表

~~関東エリア料金表~~  
(東京電力パワーグリッド株式会社供給区域)

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：従量電灯B

2. 料金

~~料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~

4. 料金メニュー

従量電灯Bの料金メニューは以下に記載するものとします

契約種別	料金メニュー
従量電灯B	東京 B-KZ(基本料金0円プラン)

(1) (1) 東京 B-KZ (基本料金0円プラン) の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 40 アンペア	0.00 円
契約電流 50 アンペア	0.00 円
契約電流 60 アンペア	0.00 円

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：従量電灯B

2. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費等調整に定める方法によって算定された燃料費等調整額を加算したものといたします。

4. 料金メニュー

従量電灯Bの料金メニューは以下に記載するものとします

契約種別	料金メニュー
従量電灯B	東京 B-KZ(基本料金0円プラン)

(1) 東京 B-KZ (基本料金0円プラン) の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 40 アンペア	0.00 円
契約電流 50 アンペア	0.00 円
契約電流 60 アンペア	0.00 円

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

26.30円

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：従量電灯C

## 2. 料金

~~料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。~~

## 4. 料金メニュー

従量電灯Cの料金メニューは以下に記載するものとします

契約種別	料金メニュー
従量電灯C	東京C-KZ(基本料金0円プラン)

(1) 東京C-KZ(基本料金0円プラン)の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

0.00円

1キロワット時につき

36.53円

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：従量電灯C

## 2. 料金

(1) 料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費等調整に定める方法によって算定された燃料費等調整額を加算したものといたします。

## 4. 料金メニュー

従量電灯Bの料金メニューは以下に記載するものとします

契約種別	料金メニュー
従量電灯C	東京C-KZ(基本料金0円プラン)

(1) 東京C-KZ(基本料金0円プラン)の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

0.00円

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	<del>27.40 円</del>
-------------	--------------------

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：低圧電力

2. 料金

~~料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~

4. 料金メニュー

低圧電力の料金メニューは以下に記載するものとします。

契約種別	料金メニュー
低圧電力	<del>東京低圧電力 東京低圧電力(力率割引含む) 東京低圧電力(力率割増含む)</del>

(1) 東京低圧電力の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	37.63 円
-------------	---------

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域：低圧電力

2. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費等調整に定める方法によって算定された燃料費等調整額を加算したものといたします。

4. 料金メニュー

低圧電力の料金メニューは以下に記載するものとします。

契約種別	料金メニュー
低圧電力	東京低圧電力

(1) 東京低圧電力の基本料金および電力量料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

<del>契約容量1キロワットにつき</del>	<del>1,122.00円</del>
--------------------------	----------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

<del>1キロワット時につき(夏季)</del>	<del>17.37円</del>
---------------------------	-------------------

<del>1キロワット時につき(その他季)</del>	<del>15.80円</del>
-----------------------------	-------------------

~~(2) 東京低圧電力(力率割引含む)の基本料金および電力量料金~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。~~

<del>契約容量1キロワットにつき</del>	<del>1,065.90円</del>
--------------------------	----------------------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。~~

<del>1キロワット時につき(夏季)</del>	<del>17.37円</del>
---------------------------	-------------------

<del>1キロワット時につき(その他季)</del>	<del>15.80円</del>
-----------------------------	-------------------

~~(3) 東京低圧電力(力率割増含む)の基本料金および電力量料金~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。~~

<del>契約容量1キロワットにつき</del>	<del>1,178.10円</del>
--------------------------	----------------------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。~~

<del>1キロワット時につき(夏季)</del>	<del>17.37円</del>
---------------------------	-------------------

<del>1キロワット時につき(その他季)</del>	<del>15.80円</del>
-----------------------------	-------------------

契約容量1キロワットにつき	1,098.05円
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき(夏季)	27.14円
----------------	--------

1キロワット時につき(その他季)	25.57円
------------------	--------

(2) (削除)

イ (削除)

ロ (削除)

ハ

(3) (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整(東京電力パワーグリッド株式会社供給区域)

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整(東京電力パワーグリッド株式会社供給区域)

2. 燃料費等調整額の算定

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\alpha \quad \beta \quad \gamma = \text{別表に定める係数}$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、基準燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(削除)

一 燃料費調整単価

~~燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。  
なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。~~

~~(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合~~

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})}{1,000} \times \text{(2)の基準単価}$$

~~(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合~~

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円})}{1,000} \times \text{(2)の基準単価}$$

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

~~基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。~~

ロ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、基準燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価} \\ 1,000$$

二 燃料費調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費等調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。  
燃料費等調整額 = 使用電力量 × 燃料費等調整単価

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

1キロワット時につき

23銭2厘

別表：燃料費等調整額算出係数等

(1)

東京電力パワーグリッド株式会社供給区域

<u>項目</u>	<u>単位</u>	<u>値</u>	
<u>基準燃料価格</u>	<u>1kl</u>	<u>X</u>	<u>86,100 円</u>
<u>係数</u>	<u>—</u>	<u><math>\alpha</math> (原油)</u>	<u>0.0048</u>
	<u>—</u>	<u><math>\beta</math> (LNG)</u>	<u>0.3827</u>
	<u>—</u>	<u><math>\gamma</math> (石炭)</u>	<u>0.6584</u>
<u>基準単価</u>	<u>1kWh</u>	<u>0.183 円</u>	